

集団的自衛権行使を可能とする関連諸法令の改正等に反対する決議

第1 決議の趣旨

当会は、政府に対し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求めるとともに、同閣議決定の内容を実現するための関連諸法令の改正及び制定に反対する。

第2 決議の理由

1 集団的自衛権に対するこれまでの政府の考え方

集団的自衛権とは、政府解釈によれば「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とされている。

集団的自衛権について政府は、「従来から一貫して、我が国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場をとっている。」（昭和47年10月14日第69回国会参議院決算委員会提出資料）、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」（昭和56年5月29日政府答弁）などの答弁を繰り返してきた。

少なくとも、集団的自衛権の行使が日本国憲法上許されないことは、政府の憲法解釈として確立していたのである。

2 平成26年7月1日閣議決定

政府は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定（以下、「本閣議決定」という。）において、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、必要最小限度の実力を行使すること」は、「自衛のための措置」として日本国憲法上許容されるものとして、集団的自衛権の行使を容認した。

3 本閣議決定の問題点

(1) 本閣議決定は、集団的自衛権の行使は日本国憲法第9条に反して許されないという国会の内外における長年の議論を経て確立された政府の憲法解釈を変更するものである。

日本国憲法は、個人の尊厳及び基本的人権の確保のために、行政権その他の国家権力の行使を厳格に制限するという立憲主義の理念を基盤としている。だからこそ日本国憲法は、憲法に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないものとし(第98条1項)、憲法規範を変更するための厳格な憲法改正手続(第96条)や、公務員の憲法尊重擁護義務(第99条)を規定している。

そして、日本国憲法第9条は、第1項の戦争の放棄及び第2項の戦力の不保持・交戦権の否認と相まって、軍事力によらない徹底した恒久平和主義を定めている。

従来の政府解釈による自衛権行使の範囲でさえ、先述した軍事力によらない徹底した恒久平和主義という理念に照らせば、日本国憲法第9条の許容範囲内であることが明らかであるとは言えない。まして、集団的自衛権の行使容認は、その従来の政府解釈が我が国に対し攻撃があった場合にだけ許されるとしていた軍事力の行使を、他国に対し攻撃があった場合にまでも許容するというのであるから、明らかに日本国憲法第9条の許容範囲を越えている。

したがって、集団的自衛権の行使容認は、もはや日本国憲法第9条の解釈の限界を越えており、実質的な改憲であるから、これを閣議決定で行うことは、内閣の憲法尊重擁護義務違反であるだけでなく、立憲主義違反であり、日本国憲法第96条の潜脱行為でもある。

(2) なお、たしかに、本閣議決定は、集団的自衛権の行使を一定程度限定するものとしているが、「明白な危険」等の文言は広範な解釈可能性を許す不確定概念であるから、時の政府による恣意的な運用を許すことになりかねず、限定あるいは歯止めの機能は期待できない。

(3) 政府は、今後、本閣議決定の内容を実現するため、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、PKO法等の関連法律の改正・制定法令案を国会に提出する予定であるとしている。

しかし、集団的自衛権の行使容認が立憲主義、日本国憲法第9条に反している以上、本閣議決定の内容を実現するために改正された法令や新たに制定された法令は全て違憲無効である。

4 結論

よって、当会は、政府に対し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求めるとともに、同閣議決定の内容を実現するための関連諸法令の改正及び制定に反対する。

以上、決議する。

2015年（平成27年）2月21日

青森県弁護士会